

令和6年6月

第135回丹波市議会定例会議案書

議案第49号

丹波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年5月28日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

丹波市国民健康保険税条例（平成17年丹波市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の丹波市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第51号

丹波市ふるさと寄附金基金条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市ふるさと寄附金基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年5月28日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市ふるさと寄附金基金条例の一部を改正する条例

丹波市ふるさと寄附金基金条例（平成23年丹波市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「第13条の2」を「第13条の3」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第52号

兵庫県町議会議員公務災害補償組合規約の変更に係る協議について

兵庫県町議会議員公務災害補償組合規約（昭和43年兵庫県指令地第1655号）を変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、議決を求める。

令和6年5月28日提出

丹波市長 林 時彦

兵庫県町議会議員公務災害補償組合規約の一部を改正する規約

兵庫県町議会議員公務災害補償組合規約（昭和43年兵庫県指令地第1655号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第2号を次のように改める。

（2） 2以上の町の区域の全部又は一部をもって市を置いた場合における当該市の議会議員

第4条中「神戸市中央区下山手通4丁目16番3号」を「神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号」に改める。

附 則

この規約は、令和6年7月1日から施行する。

議案第53号

兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更に係る協議について

兵庫県市町村職員退職手当組合理約（昭和30年兵庫県告示第197号の12）を変更することについて、構成団体と協議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、議決を求める。

令和6年5月28日提出

丹波市長 林 時彦

兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約

兵庫県市町村職員退職手当組合理約（昭和30年兵庫県告示第197号の12）の一部を次のように改正する。

第4条中「神戸市中央区下山手通4丁目16番3号、兵庫県民会館内」を「兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号、神戸ハーバーランドセンタービル内」に改める。

附 則

この規約は、令和6年7月1日から施行する。

議案第54号

丹波市税条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 5 月 28 日 提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市税条例の一部を改正する条例

丹波市税条例（平成16年丹波市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第56条中「第64条第 4 項」を「第152条第 5 項」に改める。

附則第 4 条の 2 を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 条の 2 を削る改正規定は、公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日から施行する。

議案第55号

丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年5月28日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を
改正する条例

丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年丹波市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「市長は」の次に「、次の各号のいずれかに該当するときは」を加え、「にかかわらず」を「による募集によらず」に、「同条第2項の規定による申請がなかった場合又は市長が特に必要と認める場合においては、公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができると認められる公共団体若しくは公共的団体等、市が出資等をしている法人又は地域の活性化を図ることを目的として設立された団体を」を削り、「候補者として」を「候補者を」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 募集に対し申請する団体がないとき。
- (2) 公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、その設置の目的を効果的かつ効率的に達成するため、特定の団体が管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できると思料するとき。
- (3) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の規定により選定した事業者が整備した公の施設の管理を当該事業者に行わせようとするとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するために市長が必要と認めるとき。

第4条第2項中「規定により」の次に「指定管理者の候補者を」を加え、「団体」を「候補者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第56号

市有財産の無償譲渡について（八幡神社）

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議決を求める。

令和6年5月28日提出

丹波市長 林 時彦

1 無償譲渡する財産

土地

所在	地目	面積
丹波市氷上町成松字山小町177番	宅地	558.67㎡
丹波市氷上町成松字山小町177番1	宅地	231.40㎡
合計（2筆）		790.07㎡

2 無償譲渡の相手方

名 称 八幡神社

代表者 梅本 春彦

所在地 兵庫県丹波市氷上町成松字山小町177番地

議案第57号

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議について

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年兵庫県指令市振第2297号）を変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の11の規定により、議決を求める。

令和6年5月28日提出

丹波市長 林 時彦

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年兵庫県指令市振第2297号）の一部を次のように変更する。

第4条中「に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる」を「及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

第17条第2項中「別表第2」を「別表」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

議案第58号

丹波市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年5月28日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

丹波市福祉医療費助成条例（平成16年丹波市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第2条第16号中「第41条の3の3第2項」を「第41条の3の11第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第59号

物品購入契約の締結について

次のとおり物品購入契約を締結することについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定により、議決を求める。

令和6年5月28日提出

丹波市長 林 時彦

- 1 物品名 消防団ポンプ自動車（水槽付）購入
- 2 契約金額 64,900,000円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 5,900,000円）
- 3 契約の相手方 名 称 有限会社 西垣消防器具製作所
代表者 代表取締役 西垣 雅彰
所在地 兵庫県朝来市和田山町玉置461番地

議案第60号

丹波市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

丹波市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例の一部を改正する条
例を次のように定める。

令和6年5月28日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例の一部を
改正する条例

丹波市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例（平成16年丹波市条例
第136号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

可燃物	市長が指定する大袋1袋につき	80円
	市長が指定する中袋1袋につき	60円
	市長が指定する小袋1袋につき	40円

」

を

「

可燃物	市長が指定する大袋1袋につき	40円
	市長が指定する中袋1袋につき	30円
	市長が指定する小袋1袋につき	20円

」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。
（手数料の改定に伴う経過措置）
- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に徴収する手数料に
ついて適用し、同日前に徴収すべき手数料については、なお従前の例による。

議案第61号

市道路線の変更について（東304号線）

次のとおり市道路線を変更することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議決を求める。

令和6年5月28日提出

丹波市長 林 時彦

変更路線

路線番号	区分	路線名	起終点	延長
20020304	変更前	東304号線	(起点) 丹波市氷上町石生字八ノ坪 2292番4 (終点) 丹波市氷上町石生字恵比須 東2158番	698.3m
	変更後		(起点) 丹波市氷上町石生字八ノ坪 2292番4 (終点) 丹波市氷上町石生字百舌雌 2204番4	772.5m

議案第62号

市道路線の廃止について（宮の本線5号）

次のとおり市道路線を廃止することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議決を求める。

令和6年5月28日提出

丹波市長 林 時彦

廃止路線

路線番号	区分	路線名	起終点	延長
30004173	廃止	宮の本線5号	(起点) 丹波市青垣町西芦田字井ノ口1031番1 (終点) 丹波市青垣町西芦田字井ノ口1015番	81.2m

議案第63号

丹波市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年5月28日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市市営住宅条例の一部を改正する条例

丹波市市営住宅条例（平成16年丹波市条例第216号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下第13条において同じ。）」を「同居親族等（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）第3条第4号イに規定する親族又は児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいう。）若しくは親族に準ずる者として規則で定めるもの（入居者と現に同居し、又は同居しようとするものに限る。）をいう。）」に改め、同条第2項中「老人等」を「単身者等」に改め、同項第1号中「60歳以上の者」を「18歳以上の単身者」に改め、同項第8号中「ア又はイ」を「次」に改め、同号イ中「第1項」の次に「又は第10条の2」を、「において」の次に「これらの規定を」を加え、同号に次のように加える。

ウ 女性相談支援センター（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条第1項に規定する女性相談支援センターをいう。）による配偶者から暴力の被害者の保護に関する証明書の交付を受けている者その他これに準ずる者として市長が認める者

第6条に次の1項を加える。

- 4 単身者等が入居することができる市営住宅の規模は、市長が別に定めるものとする。

第7条第2項中「老人等」を「単身者等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第64号

丹波市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年5月28日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

丹波市特定公共賃貸住宅条例（平成16年丹波市条例第217号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第1条第3号」を「第1条第4号」に改め、同条に次の1号を加える。

（4）同居親族等 省令第1条第1号に規定する同居親族等をいう。

第6条中「次に掲げる者」を「市税等を完納し、かつ、その者又はその者の同居親族等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者であって、次の各号のいずれかに該当するもの」に改め、同条第1号中「現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情がある者その他婚姻の予約者を含む。）」を「同居親族等」に改め、同条第3号及び第4号を削る。

第9条中「同居親族数」を「同居親族等」に改める。

第30条中「同居を認められた親族以外の者」を「同居親族等以外の者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第65号

字の区域の変更について

次のとおり字の区域を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議決を求める。

令和6年5月28日提出

丹波市長 林 時彦

変更調書

変更前			変更後	
大 字	小 字	地番	大 字	小 字
市島町乙河内	大野	280の一部、285の一部、 286の一部、287の一部、 303の一部、304の一部	市島町乙河内	小島
	湊波	334の1、334の2、335、 336の1、336の2、337の 1、339の一部、340の一 部、341、342の1、345の 一部、346の1、346の2、 347の1、347の2の一部、 350の一部、351の一部、 352、353、354の1		大野

備考 地番は、令和5年11月20日現在のものである。

議案第66号

字の区域の変更について

次のとおり字の区域を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議決を求める。

令和6年5月28日提出

丹波市長 林 時彦

変更調書

変更前			変更後	
大 字	小 字	地番	大 字	小 字
氷上町下新庄	弘法	1191、1192の1、1193の1、1194、1195、1196の1、1197の1、1198、1199、1200の1、1201の1、1202から1204まで	氷上町下新庄	大畑
	東大畑	1205から1209まで、1210の1、1211の1、1211の2、1212の1、1212の2、1213の1、1213の2、1236から1239まで、1240の1、1240の2、1242、1243の1、1243の2、1245から1247まで、1249の1、1250の1、1251の1、1252の1、1253の1、1254の1、1255の1、1256の4、1257の3、1258の1、1258の3、1259の1、1259の3、1260の1、1261の1、1261の3、1262の1、1262の3、1263の1、1263の3、1264の1、1264の3、1265の1、1265の3、1266の1、1266の3、1267の1、1267の3、1268の1、1268の3、1269の1、1269の3、1270の1、1270の3、1271の1、1271の3、1272の1、1272の3、1273の1、1273		

		の 3、1274の 1、1274の 3、1275の 1、1275の 3、1276の 3、1276の 4、1277の 1、1277の 2、1278の 1、1280、1280の 4、1281の 2、1282の 2、1283の 2	
	西大畑	1300の 1、1301から1309まで、1312の 1、1312の 2、1313の 1、1313の 2、1314の 1、1314の 2、1315の 1から1315の 4 まで、1316の 1、1316の 2、1317の 1、1317の 2、1318の 1、1318の 2、1319の 1、1319の 2、1320の 1、1320の 2、1321の 1、1321の 2、1322から1331まで、1332の 1、1332の 2、1333、1334、1340の 2、1341の 1、1342の 1、1343の 1、1344の 1、1345の 1、1346の 1、1347の 1	
上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部は、変更後の区域に編入する。 備考 地番は、令和 5 年11月20日現在のものである。			

議案第67号

字の区域の変更について

次のとおり字の区域を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議決を求める。

令和6年5月28日提出

丹波市長 林 時彦

変更調書

変更前			変更後	
大 字	小 字	地番	大 字	小 字
柏原町小南	中戸	1090の2、1090の3	柏原町柏原	南賀

備考 地番は、令和6年4月9日現在のものである。

議案第68号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第2条の規定により、議決を求める。

令和6年5月28日提出

丹波市長 林 時彦

- 1 工事名 小川小学校南校舎長寿命化改良工事
- 2 契約金額 156,860,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 14,260,000円)
- 3 契約の相手方 名 称 株式会社 吉竹工務店
代表者 代表取締役 岡林 伸樹
所在地 兵庫県丹波市柏原町柏原1202番地の2

議案第69号

物品購入契約の締結について

次のとおり物品購入契約を締結することについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定により、議決を求める。

令和6年5月28日提出

丹波市長 林 時彦

- 1 物品名 小中学校電子黒板購入
- 2 契約金額 29,667,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 2,697,000円)
- 3 契約の相手方 名 称 株式会社 デンテックス
代表者 代表取締役 岸田 好史
所在地 兵庫県丹波市柏原町南多田143番地の1

議案第70号

丹波市立植野記念美術館条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市立植野記念美術館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年5月28日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市立植野記念美術館条例の一部を改正する条例

丹波市立植野記念美術館条例（平成16年丹波市条例第91号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「博物館法（昭和26年法律第285号）第20条の規定に基づき」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。